参考資料

○○自主防災組織

運用マニュアル

(素案)

令和６年２月

○○自主防災組織

※　この計画は、自主防災組織独自で第1次避難所を開設し、第2次避難所として市の指定する避難所に避難する場合の計画です。

はじめに

　本マニュアルは、平常時から災害発生時における○○自主防災組織の活動の準拠とするものであり、毎年度、見直しを実施して真に行動できるマニュアルに完成させる。

　各項目を追加・削除した場合は、○○地区防災計画をあわせて修正する。

令和〇年〇月〇日

○○自主防災組織

会長　○　○　○　○

１　編　成

編成は、○○自主防災組織会則による。

２　平常時における具体的活動内容

(1)　会　長

ア　組織全般の統制・指導

　　　　総会及び各会議・会同において、各班の活動状況及び懸案事項を報告させるとともに、解決すべき事項を明確にして組織の充実・発展を図る。

イ　市(各種事業の要請、申請等)との連携

　　　　市に対して自主防災組織の要望を取りまとめ要請するとともに、各種補助金、助成金の申請を行う。

ウ　組織運営マニュアルの作成・見直し

　　　　年度末における総会において、年度の訓練等における反映事項をもとに運営マニュアルの見直しを実施してマニュアルの更新を実施するとともに組織世帯に周知・徹底を図る。

エ　自主防災組織台帳の作成、記録、保管(保存期間５年)

　　　　組織及び各班の活動状況を記録するとともに保管し、交代時に自主防災組織台帳を基に新たな会長への申し送りに活用する。

　　　　資料１「自主防災組織台帳」

オ　防災訓練及び啓発活動の立案、計画、実施

　　　　市、隣接自主防災組織と連携した防災訓練や単独の防災訓練について計画するとともに、組織の啓発活動として年２回防災新聞を発行する。

　　　　この際、防災訓練については地区内に居住する防災士のアドバイスを受けるとともに、市の発刊している「自主防災組織防災訓練マニュアル」を参考に訓練内容を検討する。

カ　防災資機材の確保及び管理指導

　　　　自主防災組織の管理する防災資機材を年１回以上点検・確認させるとともに、修理・交換が必要な資材については自体経費をもって処置する。この際、必要経費は自治会からの助成を依頼する。

(2)　副会長

ア　会長の補佐

　　　　会長業務を積極的に補佐するとともに、会長不在時は代行業務を行う。

イ　各種会議・会同の計画及び実施

　　　　年２回の総会および年４回の会議・会同を計画・実施する。

ウ　世帯台帳の作成、保管（保存期間１年）

(ｱ)　活動範囲に在住する世帯の台帳を作成し管理・保管する。

　　　　　この際、個人情報に該当することを念頭に適切に保管するとともに、紛失した場合は速やかに会長に報告する。

(ｲ)　世帯台帳の更新は、年１回実施するものとし、更新した原本は世帯主に返却するものとする。

　　 (ｳ)　世帯台帳作成においては、各世帯の同意を得るものとする。

　　 (ｴ)　資料２「世帯台帳」

　　 (ｵ)　資料３「世帯台帳作成について(同意書)(一例)」

エ　避難所備付け台帳の作成、管理、保管

　　　　自主防災組織独自で避難所を開設する場合は、必要な台帳を準備し避難所となる施設に備え付け年１回点検するものとする。（避難所運営マニュアル参照）

オ　防災訓練及び啓発活動の立案、計画、実施補佐

　　　　会長の計画する防災訓練及び啓発活動に対し、意見具申等を実施して積極的に会長を補佐する。

カ　災害・避難者カード(名刺タイプ、Ａ４タイプ)の推奨

　　 (ｱ)　市が作成した災害・避難者カード(名刺タイプ、Ａ４タイプ)を参考に組織独自の災害・避難者カード(名刺タイプ、Ａ４タイプ)を作成し、全世帯に配布、作成を促す。

　　 (ｲ)　資料４「災害・避難者カード」

キ　総務班・情報班の活動補佐と統括

　　　　総務班及び情報班の活動を促すとともに、不足する部分を補う等、総務班及び情報班の活動を補佐・統括する。

(3)　会　計

ア　組織の経費管理

　　　　組織の経費（補助、助成）について出納簿により適切に管理するとともに、年１回執行状況について監査を受け、総会において報告し賛同を得るものとする。

イ　消火班・救出救護班・避難誘導班の活動補佐と統括

　　　　消火班・救出救護班・避難誘導班の活動を促すとともに、不足する部分を補う等、消火班・救出救護班・避難誘導班の活動を補佐・統括する。

(4)　監　査

ア　会計監査

　　　　年１回、経費の執行状況について監査を行う。

イ　給食給水班・衛生救護班の活動補佐と統括

　　　　給食給水班・衛生救護班の活動を促すとともに、不足する部分を補う等、給食給水班・衛生救護班の活動を補佐・統括する。

(5)　総務班

ア　世帯台帳の作成補佐

　　　　世帯台帳の作成について、班員をもって積極的に副会長を補佐する。

イ　人材台帳の作成・保管(保存期間１年)

(ｱ)　災害発生時の活動における参考とするため、住民の資格・職業等を把握し、人材台帳を作成、保管する。

　　　　　この際、個人情報に該当することを念頭に適切に保管するとともに、紛失した場合は速やかに会長に報告する。

(ｲ)　人材台帳の更新は、年１回実施するものとし、更新した原本はシュレッターにかけるか焼却するものとする。

(ｳ)　人材台帳の作成においては、本人の同意を得るものとする。

(ｴ)　資料５「人材台帳」

ウ　避難行動要支援者台帳の作成・保管(保存期間１年)

(ｱ)　自治会及び民生委員の協力を得るとともに、戸別訪問等により、避難行動支援者台帳を作成し管理する。

(ｲ)　避難行動要支援者台帳の更新は、年１回実施するものとし、更新した原本はシュレッターにかけるか焼却するものとする。

(ｳ)　避難行動要支援者台帳の作成においては、本人の同意を得るものとする。

(ｴ)　避難行動要支援者台帳は、高齢介護課が管理する避難行動要支援者カードと整合させることが望ましい。

(ｵ)　資料６「避難行動要支援者台帳」

エ　避難所及び災害ゴミ処理要領の確認、徹底

(ｱ)　自主防災組織が独自で開設する避難所がある場合は、避難所におけるごみ集積場所を設定し、避難所で発生するゴミの処理について事前に生活環境課に確認し適切に処理するとともに、適宜消毒等を実施して衛生管理を適切に実施する。

　　　　　この際、動物、特にカラスによる被害防止に努める。

(ｲ)　災害ゴミについては、集積場所を生活環境課に確認するとともに、要配慮者に対してはボランティア又は自主防災組織の支援を優先させる。

オ　仮説トイレ等の設置場所、汚物処理要領の確認

　　　　自主防災組織が独自で開設する避難所がある場合は、市あるいは独自で備蓄する仮設トイレ等の設置場所及び汚物集積場所を定めるとともに、災害発生時において汚物を可燃物で処理できる場合は可燃物として、可燃物で処理できない場合は生活環境課に処理容量を確認するものとする。

カ　避難所ルールの作成

　　　　自主防災組織が独自で開設する避難所がある場合は、起床、就寝、清掃、会議、食事等の時間をあらかじめ作成するものとする。（避難所運営マニュアル参照）

(6)　情報班

ア　地区防災計画の作成

　　　　地区の特性を考慮した独自の地区防災計画を作成する。

　　　　この際、地域防災計画と整合させることが重要である。

イ　情報収集機材の点検、整備

　　　　自主防災組織の管理する情報収集機材を年１回以上点検・確認するとともに、修理・交換が必要な機材については、会長及び会計と調整し自体経費をもって処置する。

ウ　情報収集伝達訓練の立案、実施

　　　　自体で実施する情報収集伝達訓練を計画、実施する。

　　　　この際、他の訓練とあわせて実施することに留意し、市の自主防災組織活性化事業による補助金を会長に依頼する。

エ　災害・避難者カード(名刺タイプ、Ａ４タイプ)の推奨補佐

　　　　副会長が実施する災害・避難者カード(名刺タイプ、Ａ４タイプ)の作成、配布等を積極的に補佐する。

オ　地区内の危険箇所の関する情報の収集及び周知徹底並びに安全対策

　　　　住民からの情報及び時間の許す限り地区内を巡回し、地区の危険個所に関する情報を収集するとともに、地区防災マップに反映させ住民の安全な避難行動に寄与する。

　　　　この際、市の管理する施設、道路等に関する危険情報は、会長を通じて市に対し修繕要望を提出する。

(7)　消化班

ア　消火機材の点検、整備、更新

　　　　自主防災組織の管理する消火機材を年１回以上点検・確認するとともに、修理・交換が必要な機材については、会長及び会計と調整し自体経費をもって処置する。

イ　消火訓練の立案、計画、実施

　　　　三観広域消防及び消防団のアドバイスを得て自体で実施する消火訓練を計画、実施する。

　　　　この際、他の訓練とあわせて実施することに留意し、市の自主防災組織活性化事業による補助金を会長に依頼する。

ウ　地区内の防火上からの危険箇所の把握及び周知徹底並びに安全対策

　　　　住民からの情報及び時間の許す限り地区内を巡回し、地区の防火の観点からの危険個所に関する情報を収集するとともに、地区防災マップに反映させ住民の安全な避難行動に寄与する。

　　　　この際、市の管理する施設等に関する危険情報は、会長を通じて市に対し修繕要望を提出する。

エ　防火意識の向上施策の徹底、特に通電火災予防

　　　　あらゆる場面において防火意識の向上について発信するとともに、防災新聞に平時における防火施策や通電火災の怖さについて掲載し、周知徹底を図る。

(8)　救出救護班

ア　応急手当機材の点検、整備、更新

　　　　自主防災組織の管理する応急手当機材を年１回以上点検・確認するとともに、修理・交換・補充が必要な機材については、会長及び会計と調整し自体経費をもって処置する。

イ　救命講習受講による知識の習得及び普及徹底

　　　　三観広域消防に対し応急手当に関する出前講座を依頼するとともに、地区の消防団員による講習を計画して応急手当の知識、技術を習得する。

ウ　救出救護訓練の立案、実施

(ｱ)　上記講習により習得した知識、技術を活用し、救出救護訓練を計画実施する。

　　　　　この際、他の訓練とあわせて実施することに留意し、市の自主防災組織活性化事業による補助金を会長に依頼する。

(ｲ)　救出訓練を計画する場合は、危険を伴う場合が多いので安全管理を適切に実施するとともに、不測事態に対できる態勢を確立する。

(9)　避難誘導班

ア　情報班と連携した避難行動支援者の把握

　　　　情報班が作成する避難行動支援者台帳に基づき、避難行動支援者を把握するとともに民生委員と協力して支援態勢を確立させる。

イ　誘導機材の点検、整備

　　　　自主防災組織の管理する誘導機材を年１回以上点検・確認するとともに、修理・交換が必要な機材については、会長及び会計と調整し自体経費をもって処置する。

ウ　避難訓練の立案、計画、実施

　　　　住民全員参加の避難訓練の実施に努めるとともに、避難行動支援者の避難訓練を独自で計画する等、訓練実施の容易性を考慮した訓練計画の作成・実施に留意する。

エ　避難所、避難場所の確認

　　　　時間の許す限り、直接避難所及び避難場所の確認を実施する。

オ　地区内避難経路上の危険地域の把握及び周知徹底

　　　　情報班と連携し地区内の危険箇所、地域を把握するとともに、地区防災マップに反映させ住民の安全な避難行動に寄与する。

(10) 給食給水班

ア　備蓄食料の確保及び管理

　　　　市あるいは独自で備蓄する備蓄食料を把握するとともに、独自で保有する備蓄食料の賞味期限を把握して自主防災組織活性化事業の補助金を活用して適切に更新する。また、賞味期限間近な備蓄食料は、防災訓練等で使用する等有効活用に務める。

イ　炊き出し資材の点検、整備

　　　　自主防災組織の管理する炊き出し機材を年１回以上点検・確認するとともに、修理・交換が必要な機材については、会長及び会計と調整し自体経費をもって処置する。

３　災害緊迫時の活動(風水害)

〇〇川の水位が危険水位に達した場合は、自主防災組織本部は速やかに自治会館に集合(各班は自宅待機）し、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット、市（危機管理課）への問い合わせ等により情報を収集するとともに、地区内において危険と判断した場合は、市の避難情報を待たずして浸水予想地域の住民に対し避難所(場所)への避難を促進する。

(1)　高齢者等避難の発令又は地区内において危険と判断した場合

ア　本　部

　　　　避難所(場所)の準備を開始するとともに、避難誘導班に連絡し要配慮者を優先して避難の声掛けを実施させる。

イ　避難誘導班

　　　　要配慮者を優先して避難の声掛けを実施する。

この際、民生委員と連携を図り個別避難計画作成者は計画に基づく避難を促すとともに、個別避難計画未作成の避難行動支援者を避難誘導班が避難を促す。

また、要配慮者の関する市（高齢介護課）との連絡は民生委員に一任する。

ウ　その他の班

　　　　自宅待機とするも、情報収集を実施しつつ緊急の場合を想定して行動できる態勢を維持する。

(2)　避難指示発令時

ア　本　部

　　　　総務班および避難している住民の協力を得て、避難所運営マニュアルに基づき避難所を開設する。この際、開設施設の種類、優先順を定め避難所の受付を実施しつつ開設する。

総務班以外の班に対し、住民避難の支援を指示するとともに、適宜、市に避難所状況報告(初期用)に基づき報告を実施して連携を図る。

　　　　この際、各班の受持地域を明確にし重複・取り残しがないように努める。

イ　救急救護班

　　　　住民の避難を優先するも、負傷者が発生した場合は、応急処置を優先する。

ウ　その他の班

　　　　本部から示された地域を班の人員で区分し、２名１組として短時間かつ効率的に避難の声掛けを実施する。

　　　　この際、避難所（場所）への避難を推奨するも安全な場所への避難を優先する。

エ　その他

　　　　住民の避難が完了したならば、本部は、住民の安否確認を実施するとともに市に避難所状況報告(初期用)を実施し、さらに安全な避難所への移動を検討する。各班は、本来任務に基づき活動を実施する。

(3)　平日の日中で若い力が不足している場合

　　ア　本部は避難所の開設を準備する。

　　イ　安全な場所に避難することを第1優先として、自治会の班(組)単位での避難の声掛け及び避難誘導を基準とする。

４　発災直後の活動(風水害)

(1)　本部は、連絡網を活用して住民の安否確認を実施するとともに、適時、市に状況を報告し必要な要請を実施する。

(2)　総務班は、本部と協力して住民の安否確認を実施するとともに、副会長の統制・指示のもと避難所の避難所運営マニュアルに基づき必要な施設を準備し、避難者の受入準備を実施する。

(3)　情報班をもって、地区内の被害状況を把握するとともに、要救助者の有無を確認し、本部、救出救護班、避難誘導班に情報提供する。この際、避難してきた住民からの被害状況を活用する。

(4)　避難誘導班は、情報班からの情報を基に、自主防災組織の備蓄する資機材及び住民が保有する資機材を借用して要救助者の避難誘導を実施する。この際、自らの安全を第一優先とし困難な場合は、本部に報告して消防、警察、自衛隊の到着を待つ。

(5)　救出救護班は、避難誘導班と協力して自主防災組織の備蓄する資機材及び住民が保有する資機材を借用して要救助者の救出を実施する。この際、自らの安全を第一優先とし困難な場合は、本部に報告して消防、警察、自衛隊の到着を待つ。

　　 また、負傷した住民は、備蓄する救急品を活用し応急手当を実施しする。応急手当で対応できない場合は、本部に連絡し市の準備する応急救護所や広域救護病院へ搬送する。

　　 搬送する場合は、市に患者搬送を依頼するが、市が対応困難な場合は自主防災組織自ら搬送する。

(6)　消火班の一部（２名一組）をもって、停電時のブレーカー遮断を重点に地区内の巡回を実施する。火災を発見した場合は、火災発生宅の消火器や近隣宅の消火器を活用して初期消火にと止めるとともに、速やかに本部に通報し必要により増援を要請する。

この際、要救助者を発見した場合は、人命救助を優先する。

(7)　給食給水班は、救出救護班と協力して要救助者の救出を実施する。

(8)　要救助者の救助においては、自主防災組織以外の住民の協力を得るとともに、救出に必要な資機材は、備蓄資機材及び隣近所の保有すする資機材を活用する。

(9)　平日の日中で若い力が不足している場合

　　ア　本部は、避難所運営を実施するとともに住民の安否確認を実施する。

　　イ　救出救護班は、負傷者の応急手当を優先して実施する。

　　ウ　その他の班は、避難が遅れた住民の救出を優先して活動する。

この際、２次災害防止に務めるとともに危険と判断した場合は救出の専門家の到着を待つ。

５　発災直後の行動（地震）

(1)　自主防災組織本部、総務班は、自己・家族の安全を確保した後、速やかに〇〇避難所に集合し、〇〇避難所の安全確認を実施した後、災害対策本部を開設するとともに避難所運営マニュアルに基づき、すでに避難している住民の協力を得て〇〇避難所の開設準備を実施する。

(2)　情報班は、自己・家族の安全を確保した後、一部をもって災害対策本部で情報の整理を、全力で地区の被害状況を把握するとともに、要救助者の有無を確認し本部に報告し、救出活動を実施する。この際、班員を数個の組（２名一組）に区分し担任地区を示し、効率的に情報を収集する。

　 １組：〇〇地域（〇〇世帯）

　 ２組：〇〇地域（〇〇世帯）

　 ３組：〇〇地域（〇〇世帯）

　 ４組：〇〇地域（〇〇世帯）

(3)　避難誘導班は、救出活動及び避難者誘導を実施する。特に、民生委員や要配慮者の避難支援者と協力して要配慮者の避難を優先する。

　 １組：〇〇地域（〇〇世帯、要配慮者〇〇名）

　 ２組：〇〇地域（〇〇世帯、要配慮者〇〇名）

　 ３組：〇〇地域（〇〇世帯、要配慮者〇〇名）

　４組：〇〇地域（〇〇世帯、要配慮者〇〇名）

(4)　救出救護班は、避難誘導班と協力して住民の避難を促すとともに、負傷者の応急手当を実施する。

　 １組：〇〇地域（〇〇世帯、要配慮者〇〇名）

　 ２組：〇〇地域（〇〇世帯、要配慮者〇〇名）

　 ３組：〇〇地域（〇〇世帯、要配慮者〇〇名）

　 ４組：〇〇地域（〇〇世帯、要配慮者〇〇名）

(5)　消化班は、地区内を巡回し、プロパンガスの元栓確認、ブレーカーの遮断を徹底するとともに、被害状況および要救助者の有無に関し本部へ連絡する。

　 １組：〇〇地域および〇〇地域（〇〇世帯）

　 ２組：〇〇地域および〇〇地域（〇〇世帯）

(6)　給食給水班は、当初住民の避難、救助を優先し、住民の避難が概ね完了した時点で備蓄食料および炊き出し資材の確認・確保を実施する。

(7)　平日の日中で若い力が不足している場合

　　ア　本部は避難所の開設を準備する。

　　イ　自治会の班(組)単位で住民の救出や安否確認を実施し避難所へ避難する。

　　　　この際、２次被害防止に努め危険と判断した場合は、救出の専門家が到着するのを待つ

６　災害時の活動

(1)　自主防災組織が独自で避難所を開設する場合

　　本部は、自主防災組織の編成の見直しを実施し、次の班編成をもって再編成を実施する。細部の任務等については避難所運営マニュアルによる。

　　　本部班、総務班、情報班、避難者管理班、保健衛生班、要配慮者班、食料物資班、施設管理班、ボランティア班、保全防火班および避難者各組（市職員が派遣された場合は市職員を含む。）

(2)　近隣の自主防災組織と共同で避難所（市指定避難所）を開設する場合

　　　市職員が派遣されている場合は市職員および近隣の自主防災組織と協力して、市職員が派遣されていない場合は近隣の自主防災組織と協力して避難所に備え付けられている避難所運営マニュアルに基づき避難所を開設・運営する。

７　復興・復旧

(1)　本部班、総務班および情報班は、市と密接に連携し災害廃棄物の処分要領、仮設住宅、罹災証明等の各種手続きについて避難者に連絡・周知に努める。

　　　また、被災家屋の軽微な修理等は、業者による修理に時間を要することが予想されるため、地域内住民の協力を得て応急的な修理により生活空間を確保する。

(2)　ボランティア班は、必要な作業見積りを実施して市のボランティアセンターに要望するとともに、協力を得るボランティアを適切に統制して作業を依頼する。